187ページ

世田谷区

成年後見制度利用促進

基本計画

令和６から13年度（2024から2031年度）

尊厳のある自分らしい生活の継続と地域社会へ参加できる地域づくりをめざして

188ページ

目次

第１章、計画の概要、189ページ

第１節、計画策定の背景、189ページ

第２節、計画の位置付け及び計画期間、190ページ

第３節、成年後見制度におけるＳＤＧｓへの貢献、190ページ

第２章、成年後見制度の現状と課題、191ページ

第１節、全国の現状、191ページ

第２節、区の現状、192ページ

第３節、現状からみえた課題、194ページ

第３章、計画の考え方と施策の目標、195ページ

第１節、計画の考え方、195ページ

第２節、施策の目標、196ページ

目標１、成年後見制度の普及啓発及び利用促進、196ページ

目標２、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と 支援者のスキルアップ、198ページ

目標３、成年後見人等の担い手の確保・育成の推進、201ページ

第４章、計画の推進体制、205ページ

189ページ

第１章

計画の概要

第１節、計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分でなくなり、自分一人では、契約や財産管理などが難しいかたでも、自分らしく安心して暮らせるように、そのかたの権利を守り、法的に支援する制度です。

超高齢社会を迎え、認知症高齢者が増加している中、この制度を十分に普及させていくために、国は、平成28年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律では区市町村に対して、制度利用の促進に関する基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることと明示されたことを踏まえて、区では「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和３年度から令和５年度）」を策定しました。

この計画に基づき、世田谷区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置する成年後見センターを中核機関として位置づけ、広報・相談、制度の利用促進、親族等の後見人支援等の機能を担うとともに、弁護士、司法書士、医師などの職能団体や支援機関、民間の金融機関を構成員とした地域連携ネットワーク会議（協議会）を開催し、成年後見制度に関する課題解決に向けた検討や、情報共有等を行うなど、制度の利用促進に向けて取り組んでいます。

一方、国は、新たに令和４年３月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」（以下「第二期計画」という。）を策定しました。この第二期計画においては、国連の障害者権利委員会による対日審査の状況を踏まえて見直しを行うべきとの指摘が示されているところであり、対日審査の経過等に留意しつつ、現行の成年後見制度の見直しに向けた検討を進めていくこととしています。

障害の有無にかかわらず、本人の意思決定は最大限尊重され、その権利を擁護し、支援する制度が求められています。

このような背景を踏まえ、区は新たに「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画、令和６から１３年度（2024から2031年度）」を策定し、制度の利用促進に向けて、取り組むものとします。

190ページ

第２節、計画の位置付け及び計画期間

括弧１、計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第１項の規定に基づく市町村計画として位置付けます。

また、世田谷区地域保健医療福祉総合計画（以下「総合計画」という。）に包含されるものとします。

括弧２、計画期間

総合計画期間に合わせて、令和６年度から令和１３年度までの８年間を計画期間とします。

第３節、成年後見制度におけるＳＤＧｓへの貢献

「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」とは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能なより良い社会を構築するという世界的な目標で、平成27年９月の国連サミットで採択され、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられました。17の大きな目標と、達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

本計画は、このＳＤＧｓの理念のもと、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とするとともに、あらゆる施策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点から、各施策を推進します。

【特に本計画と関連する目標】

3、すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

5、ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

10、人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

16、平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

191ページ

第２章

成年後見制度の現状と課題

第１節、全国の現状

括弧１、成年後見制度の利用者数

平成28年の成年後見制度の利用の促進に関する法律施行後、一貫して増加しています。令和３年度の総人口に占める全国の利用者数の割合は、「0.19％」でした。

なお、参考までに、東京都人口に占める東京都の利用者数の割合は、「0.19％」で、世田谷区人口に占める世田谷区の利用者数の割合は、「0.17％」となっています。

ひょうを、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の順に読み上げます。

後見は、171,858件、174,680件、177,244件、178,316件です。

保佐は、38,949件、42,569件、46,200件、49,134件です。

補助は、10,983件、12,383件、13,826件、14,898件です。

任意は、2,652件、2,655件、2,663件、2,739件です。

合計は、224,442件、232,287件、239,933件、245,087件です。

※厚生労働省「成年後見制度の現状（令和5年5月）」より抜粋

括弧２、成年後見制度申立ての件数

平成28年の成年後見制度の利用の促進に関する法律施行後、増加傾向にあります。

ひょうを、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の順に読み上げます。

後見は、26,476件、26,367件、28,052件、27,988件です。

保佐は、6,745件、7,530件、8,178件、8,200件です。

補助は、1,990件、2,600件、2,795件、2,652件です。

任意は、748件、738件、784件、879件です。

合計は、35,959件、37,235件、39,809件、39,719件です。

※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（令和4年1月から12月）」より抜粋

192ページ

第２節、区の現状

括弧１、認知症高齢者及び障害者等の状況

世田谷区の高齢者人口は増え続けており、中でも後期高齢者（75歳以上）が増えています。特に、成年後見制度等の支援が必要と推定される、認知症の日常生活自立度の判定が、Ⅱ以上のかたの人数は、４年間で約1,200人増加しています。

また、精神障害者のかたも、４年間で1,800人増加しています。

ひょうを、平成30年度末、令和元年度末、令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末の順に読み上げます。

1、第１号被保険者の要介護認定者は、38,756人、39,505人、40,045人、40,934人、41,143人です。

2、認知症の日常生活自立度の判定が、Ⅱ以上のかたは、23,441人、23,990人、24,090人、24,413人、24,681人です。

第１号被保険者の要介護認定者のうち、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上のかたの割合は、60.5％、60.7％、60.2％、59.6％、60.0％です。

ひょうを、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の順に読み上げます。

3、身体障害者手帳所持者は、19,947人、19,215人、19,231人、18,815人、18,516人です。

4、愛の手帳所持者は、4,474人、4,199人、4,292人、4,276人、4,366人です。

5、精神障害者保健福祉手帳所持者は、5,648人、6,187人、6,715人、6,794人、7,448人です

括弧２、成年後見制度の利用者数

利用者数は、平成30年度以降、年間1,600件前後で横ばいです。

ひょうを、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の順に読み上げます。

後見は、1,257件、1,241件、1,186件、1,160件です。

保佐は、236件、245件、263件、266件です。

補助は、75件、78件、83件、92件です。

任意は、41件、46件、53件、53件です。

合計は、1,609件、1,610件、1,585件、1,571件です。

※東京家裁（立川支部含む）が管理している数を集計

括弧３、成年後見センターでの相談件数

成年後見センターにおける相談件数は、ここ数年増加傾向です。

ひょうを読み上げます。

平成30年度は、1,445件、令和元年度は、1,360件、令和2年度は、1,489件、令和3年度は、1,678件、令和4年度は、1,981件です。

193ページ

括弧４、成年後見、区長申立ての件数

令和４年度の直接的要因は不明ですが、地域連携ネットワークの構築や支援者向け研修などにより成年後見制度の理解が進んだものと考えられます。

ひょうを読み上げます。

平成30年度は、67件、令和元年度は、52件、令和2年度は、44件、令和3年度は、47件、令和4年度は、76件です。

括弧５、区民成年後見人の状況

ひょうを、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度の順に読み上げます。

区民成年後見支援員登録者は、159人、165人、165人、157人、159人です。

区民成年後見人新規受任件数は、17件、11件、8件、16件、12件です。

括弧６、認知度調査結果

令和５年度に実施した区政モニターアンケートでは、成年後見制度の認知度は58.2％（｢よく知っている｣(13.8％)「少し知っている」（44.4％）となり、前回調査から3.2ポイント下がりました。（対象者数200人、有効回答数196人）

ひょうを、認知度、令和3年度、令和5年度の順に読み上げます。

よく知っているは、11.1％、13.8％です。

少し知っているは、50.3％、44.4％です。

よく知らないが聞いたことがあるは、28.0％、28.6％です。

全く知らないは、10.1％、13.3％です。

無回答は、0.5％、0％です。

括弧７、報酬助成の件数

報酬助成については、一貫して増加傾向にあります。

ひょうを読み上げます。

平成30年度は、30件、令和元年度は、45件、令和2年度は、55件、令和3年度は、60件、令和4年度は、66件です。

194ページ

第３節、現状からみえた課題

全国的な傾向や世田谷区の現状を踏まえ、以下のとおり、課題を整理しました。

括弧１、成年後見制度の利用に関する課題

認知症高齢者や精神障害者等の成年後見制度等の支援が必要と推定されるかたが増加し、相談件数も増加しているにも関わらず、利用者数が伸びない原因は、制度自体の難しさや申立ての煩雑さ、そして費用面にもあると考えられます。

制度を必要としているかたが、利用しやすく感じていただくために、制度の普及啓発と相談体制の充実及び申立て手続き支援が重要です。特に、自ら助けを求めることが難しいかたについては、支援者及び親族などの支援関係者が、必要な支援に繋げていくことが重要です。また、費用を負担することが難しいかたへの申立て費用及び報酬の助成も必要です。

括弧２、支援する側のスキルアップ

制度を利用すべきですが、本人が利用を拒否したり、必要性を自覚していなかったり、親族から制度の利用を拒否されるケースが多くあり、支援者は対応に苦慮しています。

また、認知症、精神障害、知的障害と生活困窮等の課題が複合化して対応に時間を要するケースが増加しており、後見人等が選任された以降も支援者によるチーム支援が重要です。

支援においては、利用者が適切に意思決定支援を、受けられるよう、支援者に対して意思決定支援の理解を浸透させていくなど、支援する側の更なるスキルアップが必要です。

括弧３、担い手の確保・育成

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を踏まえ、成年後見制度等の支援が必要と、推定されるかたが増加し、今後、制度の需要が高まることが想定される中、地域共生社会の実現のためにも、区民後見人等の育成・活躍支援を推進する必要があります。

また、中核機関を担う社協では、法人後見を受任しています。虐待等の対応が複雑で時間を要するケースや、低所得で後見報酬を得られないケース、長期間の受任となる若年の障害者等を中心に受任していますが、今後もこのような状況が増えることが想定される中で、永続的、安定的に受任を求められる法人後見業務を担っていくことは大きな課題となっています。そこで、社協以外の新たな法人後見の担い手の確保が必要です。

195ページ

第３章

計画の考え方と施策の目標

第１節、計画の考え方

基本目標

地域共生社会の実現に向け、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分ではないかたも、等しく個人としての尊厳が重んじられ、自発的意思が尊重され、自分らしい生活の継続と地域社会への参加ができる、地域づくりをめざす

第二期計画の基本的な考え方である「地域共生社会の実現に向けた権利擁護の推進」、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」と成年後見制度の趣旨でもある「ノーマライゼーション、自己決定権の尊重」を踏まえて、本計画の基本目標とします。

基本目標の実現に向けて、以下の施策の目標を定めます。

目標１、成年後見制度の普及啓発及び利用促進

目標２、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ

目標３、成年後見人等の担い手の確保・育成の推進

196ページ

第２節、施策の目標

目標１、成年後見制度の普及啓発及び利用促進

取組みの方向性

制度利用が必要な場合でも自ら助けを求めることが難しいかたに対し、支援者等が必要な支援に繋げていくことが重要となります。そのために、支援者に対する制度の普及啓発を今後重点的に取り組みます。また、費用を負担することが難しいかたへの申立て費用及び報酬助成の仕組みを検討し、制度の利用促進に繋げていきます。

主な取組み内容

①、成年後見制度の普及啓発

区のおしらせや成年後見制度ハンドブック、区、社協のホームページを利用して啓発を行っていきます。啓発用通信を発行し、制度の周知と利用案内を行い、利用促進を図ります。

また、弁護士による申立てや制度説明を目的とした「成年後見セミナー」や、遺言や相続、自分の将来を考えるきっかけとする「老いじたく講座」を実施し、法定後見制度や任意後見制度の普及に引き続き取り組んでいきます。

なお、任意後見制度を適切に運用するため、適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てが、行われるよう、中核機関やあんしんすこやかセンター等の関係機関と権利擁護支援チーム※が連携していきます。

さらに、区は区民の成年後見制度に対する認知度を、区政モニターなどを活用して定期的に把握し、認知度が、上がるよう、普及啓発に努めます。

ひょうを、認知度、令和7年度、令和9年度、令和11年度、令和13年度の順に読み上げます。

よく知っているは、14％、16％、18％、20％です。

少し知っているは、54％、56％、58％、60％です。

※権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健、福祉、医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組み。

②、成年後見制度の相談支援

判断能力が低下した高齢者や障害者の生命・財産を守り、地域での生活を、継続できるよう、相談員による専門相談、各地域での相談会、弁護士による無料の専門相談（「あんしん法律相談」）を実施し、成年後見制度の利用促進を引き続きおこなっていきます。

権利擁護支援を必要としているかたは、判断能力等の状態や、取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もあります。

197ページ

本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用に繋げることが重要です。そのために、引き続き支援する側として、主に区職員、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など福祉関係者のほか、医療関係者への制度周知に取り組んでいきます。

また、後見人選任後の様々な課題の相談についても中核機関である成年後見センターで対応するとともに、後見人選任後の相談窓口の周知を図ります。

ひょうを読み上げます。

相談件数は、令和5年度（実績見込）、1,800件、令和6年度、1,850件、令和7年度、1,900件、令和8年度、1,900件、令和9年度、1,900件です。

③、申立て及び親族後見人支援

後見等申立てを考えているかたへ申立て支援を行い、希望するかたについては、後見人の候補者の推薦を成年後見センターでおこなっていきます。

親族が後見業務を行う場合に、安心して業務に取り組むことができるよう、相談会の実施や定期報告書類作成を援助するなど後見人等の活動を支援します。

また、親族後見人等が相談しやすくなるよう、タブレットを用いての相談対応について検討します。

ひょうを、令和5年度（実績見込）、令和6年度、令和7年度、令和8年度、令和9年度の順に読み上げます。

申立て支援件数は、95件、100件、105件、110件、110件です。

親族後見人継続支援件数は、いずれも10件です。

④、成年後見、区長申立ての実施

区長が老人福祉法等に基づき、家庭裁判所に後見等、開始の申立て手続きを行います。

申立てにあたっては、庁内検討会や成年後見センター事例検討委員会において、後見等の業務内容の検討や後見人等の候補者の推薦等を行い、迅速かつ円滑な制度利用に繋げます。

ひょうを読み上げます。

区長申立て件数は、令和5年度（実績見込）、54件、令和6年度、75件、令和7年度、75件、令和8年度、75件、令和9年度、75件です。

⑤、申立て費用及び後見報酬の助成

家庭裁判所に申立てする場合、申立て費用が必要となりますが、生活保護受給者や住民税所得割非課税などで申立て費用を支払うことが困難であるかたに対し、申立て費用の助成を行います。なお、弁護士や司法書士などの専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料も助成対象としており、煩雑な手続きは専門家に任せ、気軽に制度を利用できるよう支援します。

また、後見人等や後見監督人等が選任された場合、報酬が必要となりますが、申立て費用の助成と同様、生活保護受給者や住民税所得割非課税などで報酬を支払うことが困難であるかたに対し、報酬の助成を行います。

198ページ

目標２、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ

取組みの方向性

課題が複合化して対応に時間を要するケースが増加しており、より一層、権利擁護支援チームによる支援や意思決定支援が重要となっています。中核機関は確実にチームによる、支援が行えるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化に努めるとともに、意思決定支援の取組みを浸透させるため、支援者向け研修の充実を図ります。研修は、オンラインの活用を進めます。また、支援者が必要に応じて法律・福祉の専門職の助言が、得られるよう、専門職による相談機能を充実させていきます。

主な取組み内容

①、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和３年度から令和５年度）」に基づき構築した地域連携ネットワークを強化していきます。具体的には、世田谷区成年後見制度、地域連携ネットワーク会議において、「後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築」等に取り組み、関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるようにします。

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

※厚生労働省「第二期計画の策定について 参考資料」より引用

地域連携ネットワークの機能を強化するためには、以下の３つの視点を持って自発的に協力して取り組むことが必要となります。

①、異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

②、様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

③、多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

199ページ

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組

「共通理解促進」の視点

成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報含む）

権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）

選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透

意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透

「多様な主体の参画・活躍」の視点

地域で相談・支援を円滑に繋ぐ連携強化

中核機関と各相談支援機関との連携強化

都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成

専門職団体による専門職後見人の育成

地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援

制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化

「機能強化のためのしくみづくり」の視点

各相談支援機関等の連携のしくみづくり

成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり

成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築

後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり

市町村と都道府県による市長村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築

家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

②、支援者による意思決定支援の浸透

本人の自己決定権を尊重し、本人の意思及び選好や価値観を反映させる意思決定支援の取組みが支援者や地域住民に、浸透するよう、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行います。

③、重層的支援体制整備事業との連携

成年後見制度利用促進に係る取組みと重層的支援体制整備事業は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っています。いずれも地域共生社会の実現に向け、本人が社会との繋がりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりに繋がるものです。

両者の効率的・効果的な実施のため、国が実施する両者の制度を理解するための研修を活用するほか、定期的な事例検討や情報共有の機会を設定します。

具体的な連携は次のとおり、整理・検討していきます。

200ページ

ア、多機関協働事業者と中核機関の連携

中核機関において受け付けた相談のうち、本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、多機関協働事業者に繋ぎ、各支援関係機関と連携して支援にあたります。

また、多機関協働事業者に繋がれた事例のうち、特に、権利擁護支援に関する課題を抱えたかたについては、多機関協働事業者と中核機関が連携して対応します。

イ、重層的支援会議・支援会議における中核機関の参加

重層的支援会議・支援会議において、本人やその世帯に対して権利擁護支援が必要な場合には、中核機関に参加を依頼します。

ウ、包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組みの連携

中核機関と包括的相談支援事業者が情報交換や事例検討を行うなど連携して対応します。

また、中核機関においても、介護や障害、子ども、生活困窮等の他制度による支援が必要な場合は、各支援機関と連携し、支援します。

エ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見利用促進に係る取組みの連携

アウトリーチ支援事業者において、権利擁護支援に関して、支援の手が届いていないかたへの支援を行う際は、中核機関が連携しながら対応します。

また、中核機関においても、複雑化・複合化した課題を抱えていても支援の手が届いていないかたに対して支援を行う場合は、アウトリーチ支援事業者と連携して支援を実施します。

オ、参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組みの連携

区民成年後見支援員の活躍の場として、参加支援の取組みに協力します。

また、成年被後見人に対する支援において、既存の事業や既存のチームでは対応できない個別ニーズ等を抱えており、社会参加に向けた支援を行う必要性がある場合には、参加支援事業者、成年後見人等などが連携して対応します。

④、必要に応じた法律・福祉等の専門職による相談機能の充実

事例検討委員会において、後見人等の候補者の選定だけでなく、受任後の事例について、相談・助言、できるよう事例検討委員会の機能の充実と活用を図ります。

201ページ

目標３、成年後見人等の担い手の確保・育成の推進

取組の方向性

区民成年後見人の育成はもとより、更なる活躍支援のため、専門職の受任ケースを区民成年後見人がスムーズに引き継ぐことができるよう検討し、より幅広い受任ルートを確保します。また、法人（組織）として受任すべきケースの受け皿を確保するため、法人後見の新たな担い手の育成を行っていきます。

主な取組み内容

①、区民成年後見人の養成及び活動支援

成年後見制度利用促進法に基づき、増加する高齢者や障害者の権利擁護を支援する体制を確保するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民成年後見人を養成していきます。修了者は、区民成年後見支援員に登録して社協の法人後見ケースの支援員活動や研修を通して知識やスキルの向上も図りつつ区民成年後見人の受任を目指します。

また、成年後見制度の利用支援・普及啓発などを地域で行う人材としても、育成していきます。

なお、区民成年後見人が後見人に就任した場合には、社協が監督人に就き、後見業務の支援や家庭裁判所への報告資料の確認等を実施し、制度の適正な運用を行っていきます。

ひょうを読み上げます。

区民成年後見人等受任者数は、令和5年度（実績見込）、令和6年度、令和7年度、令和8年度、令和9年度、いずれも61人です。

②、専門職後見人受任ケースを区民成年後見人に引き継ぐ方式の検討

区民成年後見人の活躍の機会を増やすため、社協が法人として受任しているケースで、課題がある程度落ち着いたものは、区民成年後見人に引き継ぎます。

さらに、専門職が受任しているケースを区民成年後見人に引き継げるよう、基準や検討のしくみづくりを進めていきます。

③、法人後見の新たな担い手の育成

中核機関は、比較的長期間にわたり制度を利用される障害者や、対応に時間を要する事例など、制度利用の増加が見込まれる中、新たな法人後見の担い手確保のため、法人後見実施団体を育成するためのしくみや基準づくりを進め、法人後見実施団体との情報共有や交流に取り組むとともに、新たな法人が法人後見を実施する際には、監督人を積極的に受任し、社協で蓄積した法人後見のノウハウや経験を提供し、支援していきます。

202ページ

【参考】報酬助成について（※事務費は助成対象外）

後見人等への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまるかたに報酬を助成します。

助成の対象

成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人への報酬

助成の対象となるかた

括弧１、助成金の交付申請日において生活保護法に基づく保護を受けているかた

括弧２、生活保護を受けていない者であって、後見人等の報酬を負担した後の収入資産等のがくが生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回り、かつ現金預金が100万円未満のかた

括弧３、助成金の交付申請日において住民税が所得割非課税であり、かつ後見人等の報酬を負担した後の現金預金が100万円未満のかた

括弧４、助成金の交付申請日において介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当し、かつ、後見人等の報酬を負担した後の現金預金が100万円未満のかた

申請を行う前に死亡した場合

当該後見人等が家事事件手続法に基づき報酬の付与に係る審判を受けており、かつ、報酬に充てる相続財産がない者で、次のいずれかに該当するとき

括弧１、当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等が生活保護法に基づく保護を受けていたこと。

括弧２、生活保護を受けていなかった者であって、後見人等の報酬を負担した後の収入、資産等のがくが生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回ること。

括弧３、当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等の住民税が所得割非課税であったこと。

括弧４、当該後見人等が後見等の事務を行った期間において、被後見人等が介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当したこと。

助成の対象とならないかた

親族が後見人等のかた

助成金の交付額

報酬の付与に係る審判により告知された報酬の月当たりのがく（28,000円を上限とする。）に当該報酬の付与の対象とされた月数を乗じて得たがくとする。

申請期限

後見人等が報酬の付与に係る審判の告知を受けた日から90日以内

その他

成年後見センターでは、区民成年後見人に報酬を助成しています。

203ページ

【参考】申立費用助成について

家庭裁判所への申立て費用の負担が困難で、一定の要件に当てはまるかたに申立費用を助成します。

助成の申請時において、以下の括弧１から括弧４のすべての要件を、満たしているかた。

括弧１、審判の対象者又は審判の申立者であること。

括弧２、審判の対象者が、次のアからカまでのいずれかに該当すること。

ア、世田谷区の生活保護法に基づく保護を受けていること。

イ、世田谷区に住民登録を有していること。

ウ、世田谷区が行う介護保険の被保険者であること。

エ、世田谷区が行う国民健康保険の被保険者であること。

オ、世田谷区による老人福祉法に基づく措置を受けていること。

カ、世田谷区による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給決定を受けていること。

括弧３、審判の対象者及び審判の申立者の両者が、次のアからエまでのいずれかに該当すること。

ア、生活保護法に基づく保護を受けていること。

イ、生活保護を受けていない者であって、収入、資産等のがくが生活保護法に基づく保護の基準により算出された最低生活費を下回り、かつ現金預金が100万円未満であること。

ウ、住民税の所得割が非課税であり、かつ、現金預金が100万円未満であること。

エ、介護保険法施行規則第113条第4号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層に該当し、かつ、現金預金が100万円未満であること。

括弧４、助成の申請をしようとする申立費用について、本事業以外の助成制度を利用し、重複して助成等を受けていないこと。

助成対象経費

括弧１、申立て手数料及び後見登記手数料

括弧２、審判書の送達・送付費用（返還分を除く。）

括弧３、鑑定費用

括弧４、診断書作成費用

括弧５、住民票の発行手数料

括弧６、戸籍謄本の発行手数料

括弧７、後見人等の登記がされていないことの証明書の発行手数料

括弧８、不動産全部事項証明書の発行手数料

括弧９、専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料

助成金の交付額

括弧１、助成金のがくは、前項に規定する費用として要したがくの合計額とする。

括弧２、前項にかかわらず、申請時に提出された審判書謄本に、申立手続費用についての審判の対象者又は審判の申立者の負担についての指示がある場合の助成金のがくは、前項のがくからこれらの者の負担とされた経費のがくを控除したがくとする。

括弧３、助成金の上限額は、１件の審判申立てにつき30万円とする。ただし、上記、括弧９、専門家に申立ての手続きを依頼した場合の支援手数料については、20万円を上限とする。

◆申請期限

後見人等開始の審判確定日から180日以内

204ページ

【参考】日常生活自立支援事業について

※原則、在宅サービスであり、入院・入所する前に利用できるサービスです

括弧１、日常生活自立支援事業とは

判断能力が十分でない、または生活に不安のある高齢者や障害のあるかたが住み慣れた世田谷で安心して暮らせるよう、自宅を定期的に訪問し、福祉サービスに関する情報の提供や相談受付、預貯金の払い戻し等の支援、見守りを行う制度です。

括弧２、事業内容

①、福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心してご利用できるように、契約手続き等のお手伝いをします。

ア、福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談

イ、福祉サービスの利用における申込み、契約の援助

ウ、福祉サービスの利用料金の支払い援助

エ、福祉サービスの苦情を解決するための手続きの援助

②、日常的金銭管理サービス

日常の暮らしに欠かせない、金銭の支払いなどをお手伝いします。

ア、年金や福祉手当の受領に必要な手続き援助

イ、社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き援助

ウ、病院への医療費の支払い援助

エ、日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れ、解約の手続き援助

③、書類等預かりサービス

大切な書類、通帳、印鑑などをお預かりします。

ア、年金証書

イ、預貯金の通帳

ウ、権利証

エ、契約書類

オ、実印、銀行印

括弧３、利用料金

福祉サービスの利用援助あり、日常的金銭管理サービス利用なしの場合、１回１時間までは1,000円（１時間を超えた場合は、３０分まで500円を加算）

福祉サービスの利用援助あり、日常的金銭管理サービス利用（通帳を本人が保管する場合）、１回１時間までは1,000円（１時間を超えた場合は、３０分まで500円を加算）

福祉サービスの利用援助あり、日常的金銭管理サービス利用（通帳を預かる場合）、１回１時間までは2,500円（１時間を超えた場合は、３０分まで500円を加算）

書類等の預かりサービス（財産保全サービス）は、１ヶ月1,000円

※詳細は、社協にご確認ください。

支援を必要とするかたの、権利が適切に守られるためには、成年後見制度の利用に至る前から、寄り添った支援が行われる体制も重要です。区としても、成年後見制度の利用を必要とするかたが、適切に日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行できるよう支援していきます。

205ページ

第４章

計画の推進体制

区は成年後見の利用を促進するため、成年後見センター運営委員会（関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用の促進を図るため設置。医療・法律福祉関係者等により構成）において、専門職や医師、区民などの意見を聴きながら、推進に取り組みます。また、地域保健福祉審議会や世田谷区認知症施策評価委員会を通じて進捗状況を報告します。

206ページ

このページに文字情報はありません。